

○林室長 定刻を少し過ぎておりますので、ただいまから食品衛生基準審議会を開始いたします。

本日の司会をさせていただきます食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室長の林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、オンラインでの審議とさせていただきます。何か不具合がございましたらお電話、またはチャット機能にて御連絡いただければ随時対応させていただきます。

初めに、本日初めて本審議会に御参加いただいた委員の方々について、委員会名簿に沿って御紹介させていただきます。また、御紹介いたしました委員におかれましては、御紹介に続き一言御挨拶いただければと思います。よろしくお願いいたします。

まず、朝倉陽子委員でございます。

○朝倉委員 おはようございます。味の素の朝倉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まずは第1に食品等の安全安心を守ることと、それから、食品等に関連する技術や国際的な状況も変化しておりまして、そういった変化も大きい中で、その動向も視野に入れながら、日本の食品等に関する産業が発展することが、国民の皆様方のよりよい生活につながるということも意識の中に持ちながら、議論に貢献できればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○林室長 続きまして、木下潮音委員でございます。

○木下委員 弁護士をしております木下と申します。実は弁護士ということで、食品衛生の専門家の先生とは違う視点になると思いますが、この委員会に貢献できたらと思っております。よろしくお願いいたします。

○林室長 続きまして、工藤由起子委員でございます。

○工藤委員 星薬科大学の工藤と申します。3月末までは国立医薬品食品衛生研究所で微生物のほうを担当しておりました。よろしくお願いいたします。

○林室長 続きまして、小林江梨子委員でございます。

○小林委員 城西国際大学の小林江梨子です。微力ではありますが、こちらの審議会に何か貢献できればと思います。よろしくお願いいたします。

○林室長 続きまして、鈴木隆一委員でございます。

○鈴木委員 日清製粉グループ本社の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

弊社グループでは小麦粉、パスタ、パスタソース、冷凍パスタなど、ドライ製品・ウェット製品を製造・販売しております。最近は中食惣菜にも力を入れており、ウェットとドライの様々な温度帯に渡る製品の製品安全と品質保証、食品安全のリスク対応、消費者対応、法規対応など、幅広い業務を担当しています。

メーカーの立場、消費者の立場、それから法律に対応する立場で発言していきたいと思
いますので、よろしくお願いします。

○林室長 続きまして、曾根智史委員でございます。

○曾根委員 国立保健医療科学院の曾根と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

国立保健医療科学院では、国衛研の先生方のお力も借りながら、食品衛生に関する自治
体職員対象の研修を幾つか実施しているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○林室長 続きまして、内藤義和委員でございます。

○内藤委員 東京都の内藤でございます。地方自治体の立場で御参加させていただければ
と思います。よろしくお願いいたします。

○林室長 続きまして、藤原凜委員でございます。

○藤原委員 中部国際空港の藤原です。前職からメインの研究テーマの一つが食品安全で
して、東アジアを中心に共通の安全管理基準を策定・運用することで予防原則に基づく安
全性の確保と円滑な流通促進を図れるような仕組みづくりができないかということで、中
国・韓国の研究機関、行政官庁とともに取り組んでまいりました。これからも実務・研究
の両方を邁進してまいりますので、皆様の御指導・御協力と、この委員会への微力ながら
の貢献ができればと存じます。よろしくお願いいたします。

○林室長 続きまして、松寄くみ子委員でございます。

○松寄委員 跡見学園女子大学の松寄と申します。よろしくお願いいたします。

食品については本当に素人ですが、素朴な疑問を大切に参加させていただきたいと思
います。よろしくお願いいたします。

○林室長 なお、高田信子委員及び神村裕子委員におかれましては、本日御欠席との御連
絡をいただいております。

また、堀内委員におかれましては遅れての御出席となっております。

食品衛生基準審議会令第6条第1項の規定により、審議会は委員及び議事に関係のある
臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することができないとされております。
本日は、委員25名のうち現時点で22名に御出席をいただいております。総数25名のうち
過半数に達しておりますので、本日の審議会在が成立していることを御報告申し上げます。

なお、曾根博仁委員、松寄くみ子委員は途中退席の旨、伺っております。

また、本日は参考人といまして、公益社団法人日本医師会常任理事の藤原慶正様を
招致しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○藤原参考人 藤原です。よろしくお願いいたします。

前任の神村裕子先生の代わりということで、医療の立場から意見を述べさせていただく
機会をいただければと思います。今日は参考人ということで参加させていただきます。よ
ろしくお願いいたします。

○林室長 続きまして、事務局の出席者を紹介いたします。

中山食品衛生・技術審議官でございます。

○中山審議官 中山です。どうぞよろしくお願いいたします。

○林室長 紀平食品衛生基準審査課長でございます。

○紀平課長 7月1日付けで食品衛生基準審査課長に着任いたしました紀平と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○林室長 佐野器具・容器包装基準審査室長でございます。

○佐野室長 器具・容器包装基準審査室長の佐野と申します。どうかよろしくお願いいたします。

○林室長 今西食品衛生基準審査課課長補佐でございます。

○今西課長補佐 今西です。よろしくお願いいたします。

○林室長 なお、食品衛生・技術審議官等につきましては、公務のため適宜退室させていただく場合がございますので御了承ください。

本日の審議会は、一般傍聴者におきましてはライブ配信による動画中継での傍聴としております。一般傍聴の方につきましては、消費者庁ホームページに審議会の資料を公開しておりますので適宜御確認ください。

続きまして、審議の進行方法について説明いたします。

審議中に御意見・御質問される委員におかれましては挙手ボタンを押していただく。もしくは挙手をお願いいたします。審議会長から順に発言者を御指名いただきます。なお、御発言されるとき以外、マイクはミュートをお願いいたします。

それでは議事に移ります。本日の議題でございますが、お手元の議事次第でございますように、事務局から報告事項を報告させていただきます。

なお、本日の審議会におきましては審議事項がございませんため、利益相反の確認対象はございません。

それでは、以降の議事の進行を村田審議会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○村田審議会長 村田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。委員の皆様におかれましては、暑い中、御出席を賜りありがとうございます。

それでは報告事項に移ります。

食品衛生基準審議会規程第8条第1項により、部会の議決をもって審議会の議決とされた事項については、同条第3項の規定に基づき、その決定事項を審議会に報告することとされております。では、報告事項の①食品添加物の規格基準の改正について、事務局から御説明願います。

○佐野室長 事務局の佐野でございます。それでは、最初の議題としまして2点、食品添加物の規格基準の改正についてということで、メチルセルロース、そして、二炭酸ジメチルの規格基準の改正について御報告をさせていただきます。

資料1の2ページ、まず、1点目のメチルセルロースの規格基準の改正でございまして、

経緯としましては、先月の6月5日開催の添加物部会において審議され、基準の改正を行うものでございます。

用途としましては製造用材の結合剤等です。

概要でございますが、メチルセルロース、資料ではMCと書いておりますが、このセルロースの水酸基の一部がメチル基に置換されたものです。昭和35年に添加物として指定をされておりまして、当時、その使用料は食品の2.0%以下でなければならず、また、このカルボキシメチルセルロースカルシウム、カルボキシメチルセルロースナトリウム、デンプングリコール酸ナトリウム併用する場合には、合計で2.0%以下でなければならないとされております。

諸外国の状況としましては、欧州連合、米国、オーストラリア、ニュージーランドでGMP下での幅広い使用が認められている状況でございます。

3ページ、食品安全委員会における食品健康影響評価の結果でございますが、メチルセルロースが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念はなく、ADIを特定する必要はないという結果をいただいております。

次に摂取量の推計でございます。生産量統計調査でも令和元年度のデータですけれども、摂取量が0.85mg/人/日であります。

そして、飛びまして、今般の使用基準改正後の使用推定量の参考とするために、既に上限値がなく使用が可能となっておる欧米における摂取量につきまして、まず、アメリカの2006年の一般食品用及び医薬品用に使用されるこのメチルセルロース及びヒドロキシプロピルメチルセルロースの合計消費量を米国の人口およそ3億人で除して、この1日摂取量として合計両物質の合計として最大64mg/人/日、体重でいいますと、1.1mg/kg 体重/日と推計をしております。

現行の基準下における日本の推定摂取量は、アメリカと比較しても圧倒的に少ないということ、そして、日本と米国の食文化の違いを考慮すると、アメリカ以上にこの摂取量が増加することは考えにくいということでございます。また、今回のこの使用基準の改正に伴ってメチルセルロースの使用量が増加する可能性がある食品は、いずれも頻回・多量に摂取する食品とは考えにくいということが考えられますので、このメチルセルロースに関して使用制限を設けないとしても、食品として食される際の添加量は大きく増加しないことが予想されております。

以上によりまして、現在の米国におけるメチルセルロース及びヒドロキシプロピルメチルセルロースの合計1日消費量をこの規格基準改正後のメチルセルロースの1日摂取量として過大な見積もりではありますが、1.1mg/kg 体重/日と推計をしております。

使用基準案としましては、上記をもちましてメチルセルロースの使用基準を削除する。また、本規格基準の改正に伴いまして、先に申し上げたカルボキシメチルセルロースカルシウム、カルボキシメチルセルロースナトリウム、デンプングリコール酸ナトリウムの使用基準におけるメチルセルロースの併用に関する記載についても併せて削除することとな

ります。

答申案の5ページ目、メチルセルロースの添加物としての規格基準については、使用基準を削除することが適当であるということでもいただいております。というのが、1点目のメチルセルロースに関するものでございます。

よろしければ、2点目の二炭酸ジメチルのほうを続けていきたいと思います。

6ページ目、これも同じく規格基準の改正でございまして、経緯としましては、先月の6月5日開催の添加物部会において審議され、基準の改正を行うものであります。

用途としましては殺菌料です。

概要ですが、この二炭酸ジメチルは令和2年に添加物として指定されまして、当初は密封容器に入れ20～30℃で保存するという保存基準でございました。今般、この添加物を輸入するに当たりまして、20～30℃の温度帯に限定した空輸による流通は困難であり、20℃未満の温度での保存を可能とするために、保存基準の改正に係る要請がなされました。

要請者からは、3つの異なる製造ロットの二炭酸ジメチルについて、凍結・解凍を3回繰り返したものの、そして、常温で保管したものを比較して、この物質の純度及び安定性を比較した結果が提出されまして、温度変化による品質への影響がなかったことが確認されております。そのため、食品安全委員会における食品健康影響評価結果につきましては、この枠の下の3行を御覧いただきますとおり、本件は人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められるという答申を3月にいただいております。

摂取量の推計につきましては、本規格基準の改正における影響はなく、この保存基準の案としましては、8ページ、密封容器に入れ、「20～」というところを削除しまして、30℃以下で保存するという改正内容となっております。この添加物に関する報告は以上でございます。

○村田審議会長 メチルセルロースと二炭酸ジメチルの規格基準の改正について、御説明をどうもありがとうございます。

質疑に入る前に、部会での審議の状況について、杉本部会長から御報告いただくことはございませんでしょうか。

○杉本部会長 国立衛研の杉本です。事務局からの説明のとおりですが、簡単に説明を加えますと、まず、メチルセルロースのほうですが、こちらは古いというか、昭和35年のところで、食品の2%以下にならなければならないと決まっていたのですが、今回、安全性に問題がないということで使用基準を外しても大丈夫だろうということで、こういう報告になっております。

もう一つの二炭酸ジメチルのほうですけれども、そもそもの元が20～30℃の温度になっていたのですけれども、これは昔、指定要請されたときの温度はこうなっていたからこうなっただけなのですが、今回20℃以下であっても問題がないというデータが得られましたので、30℃以下に修正の改定を行うものです。

説明のほうは以上になります。

○村田審議会長 どうもありがとうございます。

ただいまの事務局及び杉本部会長からの報告につきまして、委員の方から何か御意見・御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、次に移らせていただきます。②器具及び容器包装の規格基準の改正について、事務局から御報告ください。

○今西課長補佐 事務局の今西より御説明をさせていただきます。

資料1の9ページ、食品用器具及び容器包装の規格基準の改正についてという内容になっております。

まず、1の経緯になりますが、食品衛生法の第18条の規定で器具・容器包装とその原材料についての規格、また、製造方法の基準を定めることができるということで、具体的には食品、添加物等の規格基準という告示の中で、第3というところで器具・容器包装の規格基準が定められております。

これまで定められた規格の内容でいいますと、例えば鉛に対して量の規定をしております、その量を超えたらいけません。このようなネガティブリストの形で規定をしております、このネガティブリストの規定はそのまま維持しながら、平成30年の6月の食品衛生法の改正によってポジティブリストが導入されております。対象の材質を政令で合成樹脂とされ、令和2年6月1日からポジティブリストは施行されております。

具体的には、ポジティブリストですので、合成樹脂に使える物質をリストにいたしまして、そのリストにないものについては使うことができませんというようなポジティブリストで、リストをつくっております。

そのポジティブリストについては、令和2年6月1日の施行に合わせて一度リストをつくっているのですが、そのリストに載っていない物質がまだあるとか、どうしてもリストに載せるのが難しいものについては、その物質を代替していただかななくてははいけない。こういったことには、非常に時間がかかるというところもあり、令和7年5月の末までの5年間の経過措置を設定させていただいております。その経過措置期間終了までに、このポジティブリストを整理いたしまして、この制度が導入する前から使っていた物質、既存物質についてのリストを完成させる、最終化するというところを行っていくこととしております。

事業者の方々から意見等をいただきながら、整理した改正リスト案を令和5年4月13日になりますが、器具・容器包装部会で審議・了承されたリストについて、昨年の11月30日に告示させていただいております。

具体的なリストについては参考資料につけさせていただいております、参考資料の80ページで説明をさせていただければと思います。器具・容器包装に使う合成樹脂の物質のリストということで、合成樹脂ですので、いわゆる鎖状のポリマー、基材です。こちらについて第1表で示しております。全部で21の物質として、〇〇を主とする重合体ということで、重合体の形で物質をリストにさせていただいております。

例えば、上から5つ目のカーボネート結合を主とする重合体ということで、一般的に言われればポリカーボネートというような樹脂になる。また、その下のほうにホルムアルデヒドを主なモノマーとする重合体、こちらはメラミンフェノール樹脂、ユリア樹脂が含まれます。右のほうを見ていただければ、材質区分が1と書いてありますが、材質区分1というのは耐熱性のあるもの、熱に耐える樹脂、このような樹脂を〇〇を主とする重合体の形でリストにしております。

それ以下もそれぞれ材質区分に合った物質名ということで示しておりまして、3つ下になりますが、例えばエステル結合を主とする重合体であれば、ポリエチレンテレフタレート、PETが入ります。

また、その下のアルケン類を主なモノマーとする重合体は、ポリエチレンやポリプロピレンなどの樹脂が入っています。それぞれ実際に使われている樹脂をこういった重合体という形でくくって、物質名としてリストにし、第1表の基材とさせていただいております。それぞれ樹脂の特徴によって、先ほど説明した材質区分をつけております。

そういった鎖状のポリマーに、添加剤を加えていく。添加剤によって例えば樹脂を柔らかくするもの、安定させるものというようなもので、様々な用途の添加剤がございますが、その添加剤については次のページの第2表でリストをつくっております。

こちらについては、リスク管理をするという観点では、添加剤はリスク管理をしなければいけないものということで考えておりまして、添加剤一つ一つの物質をリストにしております。通し番号1番から最後にいきますと827となっておりますが、800を超える添加剤についてリストにしております。

具体的に、この添加剤のリストについては、それぞれの物質に対して、少し右側、真ん中のほうになりますが、先ほど説明いたしました材質区分で添加できる量を材質区分別使用制限として、重量を%で示しております。ですので、この数字を超える%で使うことはできませんという表になっております。こういった基材、添加剤のリストを11月30日の日に告示させていただいております。

先ほど説明いたしました経過措置が5年間ということで、来年の5月末までの経過措置になりますので、令和7年、来年の6月1日に経過措置が切れる形になりますので、11月30日に告示させてもらったリストの施行日については令和7年6月1日が施行日としております。

本日、報告する内容は、この第2表の添加剤のリストに、新たに828番から13物質を追加する。もともとリストに載っていたものの4物質について、先ほど説明した材質区分別使用制限のパーセンテージや表の一番右側にある特記事項について改正をするということになっております。

それでは、資料1の10ページに戻らせていただきます。2の改正概要になります。

先ほど説明いたしました第2表の添加剤のリストに13物質の追加、4物質の変更を行うことが今回の報告内容になっております。先ほど説明した11月30日に告示したときのリス

トに対しての考え方、これについては今回の新たに追加する物質も同様の考え方をしております。

具体的にはその下になりますが、これまで使っていた既存物質というものについてはポジティブリスト制度の導入前から、ネガティブリスト制度によるリスク管理等がされておりまして、これまで器具・容器包装から食品へ移行することによって大きな健康被害は報告されていないということで、先ほど説明しました物質の名称、材質区分別使用制限など、そういったものについては事業者から、これまでの使用実績に関する意見をいただきながらリストにしております。

ですので、例えばA社さんが4.0%、B社さんが5.0%という意見があった場合、一番大きな5.0%を使用制限の%にするというような考え方で、リストをつくっています。

また、リストにするときに、一定の安全性を確認しております。具体的には添加剤について、2つのグループに分けて考えております。

下のほうにグループ1というところがありますが、グループ1については、飲食物の主な成分、日本で食品添加物として既に使用が認可されている物質、また、欧米で食品添加物として使用が認可されている、つまり欧米で既にリスク評価が行われているもの、同じように欧米で合成樹脂の添加剤として使用が認可されている物質になります。

それに加えて、添加剤の中でも液体のもので、分子量が1,000以上のもの、そういったものについても食品へ移行する可能性は低く、移行しても生体に吸収されないと考えられますので、こういった物質をグループ1とし、これまでの実績が十分であるといったところから、一定の安全性は確保していると考えております。

一方、グループ1に該当しない物質をグループ2とし、特に容器包装で使用される合成樹脂は、日本は独自のものを持っておりまして、そういう日本独自の物質というものが数百ぐらいございます。そういったものをグループ2と整理をしております。

資料の真ん中のほうに戻っていただきまして「グループ2については」と書かれているところからになります。

グループ2については、遺伝毒性について個別の試験データ、文献情報、化学構造や物性等を踏まえた定量的構造活性相関ということで(Q)SARを用いて遺伝毒性について確認をして、遺伝毒性が否定できる物質をリストにすることとし、一定の安全性を確認しております。ですので、今回追加する添加剤についても同様の考えで確認をした上で、整理してリストにするということをさせていただいております。

具体的に追加する物質については、その後、資料の12ページのほうにリストを示させております。上から4つが先ほど説明いたしました材質区分の使用制限のパーセンテージが増えるもの、例えばもともとと言われていた事業者の最大が3.0%というときに、新たに5.0%を使っているという事業者が確認できたので値を増やすとか、そういった実際の使用実績に合わせて値を増やすということをしております。

5つ目からが物質の追加ということで、こちらは例えば実際に使っている詳細情報がど

うしても11月30日の告示の議論をする前には分からなかったということで、その後に分かって追加をするというような物質、また、先ほど説明した遺伝毒性の部分の確認というところで時間がかかったもの、そういった物質を追加しています。先ほど説明した一定の安全性の考え方を確認した上でリストにしております。

もう一度資料の11ページに戻っていただきまして、3の食品安全委員会における評価結果になります。こちらは11月30日に告示をしたリストに関して、食品健康影響評価依頼への答申をいただいておりますが、今回も同じ考え方になりますので、前回いただいた内容と同様と考えられるということで、程度が明らかであることに該当すると認められるという内容になっております。

今回報告するリストについても、最初にリストにした11月30日の告示と同じ日になりますが、来年の6月1日から施行したく、施行日は6月1日にさせていただきます。業界の方々・事業者の方々には、それまでにしっかりと運用できるように準備をしてくださいと説明をしております。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○村田審議会長 丁寧な御報告をありがとうございます。

それでは、質疑に入る前に、部会での審議の状況について、有菌部会長から御報告いただくことはございませんでしょうか。

○有菌部会長 有菌です。今、結構丁寧に説明していただいたので別段追加はないです。4物質の区分の内容のパーセントの増加の変更と13物質の追加です。これらは以前の審議に間に合わなかったもので、3月12日に了解したものです。よろしくお願いいたします。

○村田審議会長 ただいまの事務局及び有菌部会長からの報告につきまして、委員の方から何か御質問・御意見はございますでしょうか。

合田委員、何かありませんでしょうか。

○合田委員 特にないですが、少し命名的に気になる箇所はあるのですが、多分ここは全て法律で既に決まってしまったものを使っているんで、これをやり始めると大変だなと思って何も言わなかったのです。大丈夫です。

○村田審議会長 どうもありがとうございます。

五十君委員、いかがでしょうか。

○五十君委員 私も特に問題ないと思います。

○村田審議会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

どうもありがとうございました。

以上で報告事項の議事は終わりました。

時間もありますし、議題は終わったのですが、委員の先生方から審議会について関連する御意見等はございますでしょうか。

曾根智史委員、いかがでしょうか。

○曾根（智）委員 特に意見はございません。議論を聞いて、また勉強させていただきながら意見を申し述べたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○村田審議会長 ありがとうございます。

もう一人の曾根委員、いかがでしょうか。

○曾根（博）委員 私も特段ございませんけれども、例の紅麴の件が今、非常に急展開をしていて、そちらのほうに関しまして消費者庁と厚労省の両省庁が関わっておられ、厚労省との役割分担もございますけれども、情報交換の上、できるだけ早い情報公開や必要な措置等をお願いできればと、新開発食品調査部長として考えております。

以上です。

○村田審議会長 どうもありがとうございます。

それでは、朝倉委員、いかがですか。

○朝倉委員 どうもありがとうございます。私も特段意見はございません。非常に勉強させていただきました。今後ともよろしくお願いいたします。

○村田審議会長 木下委員、どうでしょうか。

○木下委員 木下でございます。食品と容器のことということで、今日は勉強させていただきました。ありがとうございます。

先ほど曾根先生がおっしゃったように、紅麴の問題のように、食品なのか医薬品なのか一般消費者から見ると分かりづらいような商品が今非常に増えておりますので、そういうものをどこの審議会というか、どの省庁がどのようにコントロールしていくのかというのも、私たちが理解できるように御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○村田審議会長 よろしくをお願いします。

工藤委員、いかがでしょうか。

○工藤委員 この容器包装というと、多くの化学物質が含まれているものと認識していたのですけれども、今日、参考資料とかを具体的に見せていただきまして、非常に多くの化学物質が関わっていることがよく分かりました。こういったものを微生物の専門家から見ますと、そういった物質が微生物に影響する、主に微生物の死滅のほうに影響するような物質もたくさんあると思いますので、そういったところを微生物制御で何か応用できることがあるのかなと勉強になりました。ありがとうございます。

○村田審議会長 どうもありがとうございます。

小林委員、いかがでしょうか。

○小林委員 ありがとうございます。私も特段ございません。勉強させていただきました。今後ともよろしくお願いいたします。

○村田審議会長 鈴木委員、いかがでしょうか。

○鈴木委員 今日はありがとうございます。

今回の樹脂のポジティブリストですが、樹脂メーカーや樹脂を使用している設備のメー

カーから、購入時に樹脂の適合証明を提出していただいています。樹脂メーカーや設備メーカーの中には、まだ制度そのものについて認知していない会社があるため、来年の6月1日施行ということを踏まえ、消費者庁からこの制度について引き続きの周知・展開をお願いします。

以上です。

○村田審議会長 どうもありがとうございます。

内藤委員、いかがでしょうか。

○内藤委員 東京都の内藤です。本日、メチルセルロースについての審議がありましたが、この添加物は我々がふだん街中で監視指導する中で、あまりお目にかからない添加物はあるのですが、一方で、今回の紅麴のように、カプセルとか錠剤をつくるような工場で使われているのではないかなと考えております。そういった意味で、本日いただいた知見を基に、管理・指導にも役立てていきたいと考えております。

私からは以上です。

○村田審議会長 どうもありがとうございます。

藤原委員、いかがでしょうか。

○藤原委員 多くの先生方からも御意見が出ましたように、今回の紅麴問題ではGMPというのが非常に焦点に挙がっておりまして、消費者庁の報告書の中にも出ておりました。

今回のメチルセルロースに関しても諸外国はGMPを義務づけている一方、日本はまだそこまではいっていないというところもあったりするので、その辺、今後、この委員会を含めて皆さんで議論をしていくべきところかなと思っております。

以上です。

○村田審議会長 どうもありがとうございます。

松寄委員、いかがでしょうか。

○松寄委員 ありがとうございます。

本当に素朴な意見ですけれども、認められる物質がどんどん増えていくというのを感じていて、総量が増えるというイメージで心配しているところです。

以上です。

○村田審議会長 どうもありがとうございます。

亀山委員、いかがですか。

○亀山委員 今回の事案に関しては特に意見はないです。

今、先生方が、御心配されている紅麴の件ですけれども、消費者委員会の食品表示部会のほうで機能性表示食品の法制化の議論がされております。この辺、同じ消費者庁の食品衛生基準審査課さんとも多分連携をとっていく必要があるのではないかなとは私は思っています。少しその辺の情報を後ほどいただければなと思っております。

○村田審議会長 どうもありがとうございます。

郷野委員、いかがでしょうか。

○郷野委員 今日の協議事項については特段異論ございません。

先ほど皆さんからお話が出ていました紅麴については消費者も関心が高いところで、食品なのか、医薬品なのか、あと、もともとの紅麴のリスク評価というのはどうなのかとか、すごく関心の高いところでありますので、この食品衛生基準審議会がどのように関わっていくかはこれからのこととは思いますが、消費者とか世間の目も注目されているので、ここは私どももきちんと留意していきたいなと思っております。

以上です。

○村田審議会長 どうもありがとうございます。

瀧本委員、いかがでしょうか。

○瀧本委員 ありがとうございます。本日の議論に関して、特段コメントはございません。

先生方のおっしゃるとおり、機能性表示食品の安全性の課題というのは非常に大きいと感じております。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○村田審議会長 よろしくお願ひします。

荻田委員、いかがですか。

○荻田委員 ありがとうございます。私も本日の報告事項につきましては、特に異存ございません。

他の先生方と同様に、紅麴問題につきましては今後の審議の動向を注視していきたいと思っております。以上です。

○村田審議会長 どうもありがとうございます。

辻委員、いかがでしょうか。

○辻委員 私も本日の議題に関しては異論ございません。

ただ、プラスチック容器は本日お話になった基材とか添加剤、多分酸化防止剤とかも入ってくると思うのですが。そういう複合的なばく露で考える必要があるものかもしれないので、いろいろと大変なことがあると思います。リスクを考える上で少し複雑な点も多いのかなと思ひながら聞いておりました。

以上です。

○村田審議会長 どうもありがとうございます。

杉本委員、いかがでしょうか。

○杉本委員 杉本です。ポジティブリストは自分も気になっているのですが、ポジティブリスト化すると、規格基準の管理というのは、リスト化してしまった以上、結構大変になるので、効率よく管理する方法は今後考えてもらいたいと思ひながら聞いていました。ほかの例えば農薬とか添加物のほうでうまく管理できていると思うので、ここから恐らくこのポジティブリストについても少しずつ数が増えていくのかもしれないのですが、うまく基準とか品目とか、あと、番号とかそういうことを管理できるシステムも考えながらやっていただけるとよいのかなと思ひながら聞いていました。

以上です。

○村田審議会長 どうもありがとうございます。

近藤委員、いかがでしょうか。

○近藤委員 参加させていただいてありがとうございました。

私のように科学とかいろいろな知識がない者にとって、専門家の皆さんであったり、または弁護士の先生やいろいろなメーカーの方、いろいろな立場から御質問やいろいろな御意見を聞かせていただくところは大変勉強になります。どなたかの先生がおっしゃってくださったように、添加物だったり包装容器というところには、消費者はいろいろ不安を持っておりますので、分かりやすくいろいろ説明をしていけばいいなと改めて思いました。

今回の審議のところは何も異論はございません。ありがとうございました。

○村田審議会長 どうもありがとうございます。

参考人ですが、藤原参考人、いかがでしょうか。

○藤原参考人 ありがとうございます。

詳細な説明をありがとうございます。私は専門家ではないのでどこまでコメントして良いのか分かりませんが。先ほどの容器の説明の中で、基材、それから添加剤が物凄い数あることを初めて知りましたが、これらを混ぜた時に、また性質の違いが現れるのではないかという点が気になりました。

いずれにしても、これはあくまで基準を作っているということで、そういう立場の審議会なのだろうと思うのですけれども、これでもし、いわゆる健康被害が生じた場合に、どのように対応していくのか。これが、今度は消費者庁から厚労省にかわる、これも先ほど来言われている紅麹問題の課題の1つなのだろうと思います。そこがきちんと、スムーズに連携していけるような仕組みであって欲しいと思います。

○村田審議会長 どうもありがとうございます。

本間委員、いかがでしょうか。

○本間委員 ありがとうございます。

今日議論にあった器具・容器包装、物質のポジティブリストに関して、これで既存物質のポジティブリストは一応終了したと私は聞いています。結構長く時間がかかりましたけれども、どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

聞いたところで、今のところ新規に関しては、まだ提出がないと聞いていますので、現時点ではこれで一応終了と私は理解しているところですが、それでよろしいですね。

あと、皆さんが議論されている紅麹の問題に関しては、当研究所で原因究明に当たっています。報道等で皆さんは知っているように、原因物質としてプベルル酸とそれ以外の2つの物質、こちらを同定いたします。

現在、この同定された物質に関して合成をして、その合成した物質について動物実験なり毒性実験等を実施しているところです。動物実験は結構時間がかかるので、その結果を報告するには数か月ぐらいかかるかもしれませんが、できるだけ早く皆さんの不安を払拭するために、そういった情報を提供したいと思います。頑張っておりますので引き

続きよろしく申し上げます。

以上です。

○村田審議会長 どうぞよろしく申し上げます。

ありがとうございました。皆さんの意見が大体出たと思います。

最後に、事務局から何か連絡事項はございますでしょうか。

○紀平課長 事務局です。先生方、どうもありがとうございました。

まず、本日は報告関係につきまして御意見をいただきありがとうございました。いただいた御意見を検討させていただきます。

また、そのほかに紅麹の関係の御意見をたくさんいただきました。紅麹の案件につきましては、先ほど本間委員からお話がありましてとおり、原因究明については引き続き厚生労働省のほうで対応が進められています。一方で、本件を踏まえての政府全体の対応ということでは、5月末時点で今後の対応の方向性について取りまとめたところでございます。

今後の具体的な動きや制度の見直しなどについては、また時期を見て、こちらのほうにも御報告させていただければと思いますので、今後とも御意見・御指導のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○林室長 引き続き事務局からでございます。

本日は御審議、また、最後に様々な御意見を頂戴いたしましてありがとうございました。

次回の食品衛生基準審議会につきましては日程が決定次第、追って御連絡をさせていただきます。

以上でございます。

○村田審議会長 長時間の御審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして閉会いたします。

委員の皆様におかれましては適宜御退出いただければと思います。

本当に今日はどうもありがとうございました。